

村の世帯・人口

昭和48年5月31日現在

総世帯数 2,303

人口 10,955

男 5,508

女 5,447

当月の人口移動

出産 18 死亡 10

婚姻 25 離婚 3



西原村に報広

発行所

西原村役場

電話(098995)2401

2582・2583

印刷所

琉球新報社

電話 33-1131

七月広報

一、村政情報

- 一、第五回定例議会終る……………1
- 一、旧飛行場の復元補償問題で村長他六氏上京……………2
- 一、行政区画改編計画実現の方向へ……………2
- 一、昭和四八年度の西原村社会教育の方向……………4
- 一、七月一日より給食はじまる……………5
- 一、福地ダム視察……………5
- 一、スクール・ゾーンに道路標識設置……………6

二、村民のひろば

- 一、中頭郡青年活動家宿泊研修報告……………6
- 一、昭和四八年度西原村体育協会役員決まる……………7
- 一、新職員歓迎ボーリング大会……………8

三、告知板

- 一、精神衛生相談への案内……………8
- 一、村育英会に寄附……………8
- 一、中元運転資金を利用しよう……………8
- 一、公害シリーズ……………8

村の世帯・人口

昭和48年6月31日現在

総世帯数 2,308

人口 10,922

男 2,208

女 2,447

当月の人口移動

出生 18 死亡 10

転入 22 転出 3



六 群 に つ いて

三、吉成村

- 一、公害シリーズ……………8
- 一、中元運動資金を財用して……………8
- 一、村育英会に寄贈……………8
- 一、静かな土曜への案内……………8
- 一、津郷員増取会（リレー）大会……………8
- 一、昭和四八年更西原村村育英会役員発表……………7
- 一、中興酒青平岳健康宿所移転報告……………6

二、村員のひとみ

- 一、スモール・ノーランに重宿勤奮賞……………6
- 一、語訳メモ財家……………2
- 一、八月一日より給食が止まる……………2
- 一、昭和四八年更の西原村社会教育の方向……………4
- 一、行進と画紙描き画実更の方向へ……………3
- 一、田舎村の町示群育問題と村長助六田上京……………3
- 一、第五回宝岡鑑会……………1

一、村政新聞

八月六日

西 原 村 報
 電話 33-1131
 3382・3383
 1041 (08882) 3401
 西 原 村 報
 33-1131

村政情報

第五回定例議会終る

去る六月十八日午前一〇時から今年度第五回目の定例議会が開かれました。

今議会上程された案件は、三件で、その他、決議事項が二件、であった。

案件は、第三四〇号、財産（土地）取得について、第三四一号、昭和四八年度西原村一般会計補正予算について、第三四二号、昭和四八年度西原村水道事業会計補正予算について、以上三件。

それぞれ三件とも原案通り可決されました。

とくに第三四〇号が原案通り可決されたことよって、西原中学校の体育館建設用地（字呉屋在）、二千七百二十七平方メートルが、約二千四百七十五万円で購入されることが具体化されました。

決議事項の二つについても、提案通り決議されました。



第五回定例議会 議場

その一つは、旧西原飛行場跡の復元補償費の早期実現に関する要請決議についてで、これは旧西原飛行場の復元に伴う補償を、米国が講和前（統治前）の部分については、高等弁務官布令第六〇号によって補償の対象から除外したこと、四四万坪と、当該地域の道路、排水等についての基本施設に対しては、いまだに補償がなされていない事実に対処するものである。

この件に関しては、すでに一九七一年の第五回議会臨時会で、日本政府に対して要請済みのものである。ところが、一たん防衛庁所管の予算に調査費を組むなどして解決のきざしを見せたのであるが、調査の段階まできて、当該補償事務は防衛庁所管ではないということ、立ち消えになって、今日に至っている。

そこで、一日も早く、当該補償事務の所掌機関を明確にして、早期に地元の切実な要求に応じて補償を実現するよう、今回の要請決議となった。

この件で村長をはじめ、議員の与儀榮、中山正徳、与古田光助の三氏が政府折衝に行く予定である。

又、昭和四八年度、砂糖キビ最低生産者価格に関する要請も決議しました。

昨年十一月に出された農林省の前期砂糖キビ最低生産者価格は六千九百五十円で、キビ作農家にとって生産費を割る大幅赤字をもたらしました。

異常な物価上昇の影響で、労務賃金は上昇し、生産費は、キビ代金を上まわる実状となりました。

この窮地に追いこまれたキビ作農家の現状を打ちこめる意味から、今年度生産の砂糖キビを、トン当り千四〇〇円以上に措置してもらおうことについての要請であった。議会は、午後四時頃、閉会されました。

旧飛行場の復元補償問題で

村長他六氏上京

六月二十四日、旧飛行場の復元補償問題で、村長はじめ玉那覇建設課長、与儀議員、中山議員、与古田議員、住民代表の玉那覇重信(字小那覇)・泉州寛治(中城村)の各氏、一行七名が上京することになりました。

一行は、防衛庁はじめ関係機関に西原村、西原村議会、西原飛行場復元補償獲得期成会(会長新川正雄)等からの三つの要請文をたずさえて、関係各省におもむく予定。

旧飛行場の復元補償問題は、一日も早く解決しないと、ますます困難になる一方で、関係地主の損害はもとより、村の行政上からも下水道、道路、河川等の公共施設の不備その他あらゆる面で本村にとってマイナスの状況をもたらしている現状である。

補償問題が起った背景には、いろいろ要因がからんでいるけれども、一応、「本件については日本政府の責任において処理されるべきもの」という衆議院における特別委員会での意見もある以上、いずれ補償されるべき問題と言える。

しかし、これ以上の遅滞は、関係住民ばかりでなく、村行政上も、その発展という点からは大きな障害になるとして、今度の上京となった。防衛庁をはじめとする関係各省に対する要請の骨子は、おおよそ次に見る通りです。

第一に旧西原飛行場跡における公共施設の復元補償に関する工事費援助についての要請で、これは村当局からのものである。

旧西原飛行場の現状は、かつての日本軍の建設工事、米軍の拡張、設営工事等によって、本地域内に所在する河川、排水系統、ならびに耕地排水路施設と村道及び農道等の道路網は原形を滅失し、産業経済の基本的公共施設の機能が著しく鈍化し地城開発を阻ばみ、土地生産性を極度

に低下させている実情にある。

これらの戦災によって滅失した公共施設は、米軍の復元補償から除外され、財力の乏しい本村の事業ではとうてい復元不可能な状況で、今日に至っている。

そこで、失った道路、河川、下水道等の公共施設の本村の復旧事業に政府の援助を最大限におおぐという意味で、この要請となっている。

第二に、旧西原飛行場跡の復元補償並びに損害賠償の再請求についてこれは西原村飛行場復元補償獲得期成会(会長新川正雄)からの要請である。

かつて米軍が、昭和四三年の二月から五月にかけて復元補償として支払ったのは三四万坪で、残りの約四一万坪については、何ら理由が明確にされないまま、未補償のままである。

そこで一九七一年の十月十八日付

行政区画改編計画

実現の方向へ

去る六月一日、午後二時から村役場ホールで開かれた事務担任者会議において、本村の行政区画改編計画の議題が提出されました。その計画の概要を次に紹介致します。

一、区画改編の必要性

近年行政事務サービスの徹底が叫ばれており、必然的に事務の合理化、効率化が要求されて来ている。

そういう事情にありながら、役場内部の事務処理は、行政区画の未整理に伴ない、属地、属人の二重行政をしいられ、各方面で無駄な時間を空費するという不合理な面が出て来

で、琉球政府を通して日本政府に対し、未補償の部分についての善処の要請をしたところ、同年、九月二九日、第六六回国会、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において「本件については日本政府の責任において処理されるべきものである」と「意見解が述べられていながら未だに何の進展もないことに対して再び要請となったもの。

第三に、旧西原飛行場跡の復元補償費の早期実現に関する要請決議である。

これは村議会の決議にもとづくもので、未補償部分の約四十余万坪について、早急に政府の責任において取扱う所掌機関を明確にし、できるだけ早い時期に私達の切実な要求に応えてもらいたい、との要請内容である。

以上見てきた要件で、当該一行は事項に関係する政府各省、とりわけ防衛庁を訪問して強く要請する考えである。

村民みんなで、その成り行きに注目し、成果の大なることを期待しましょう。

ている一方村から行政事務を委託された事務担任者の側からは、自己の担当する行政区民が散在している関係で、一定地域に、多数の事務担任者が、同一業務を行うため足を運び無駄な労力を注ぐと共に、地域に立脚する教育、文化活動が阻害されており、左記に列挙する問題解決のため行政区の改編は急務と思われる。

①行政事務連絡の周知、徹底が困難である。

②各種事務連絡に時間の空費がある

③青年会、婦人会等の自主的、文化活動が困難である。

④地域単位の行事(学事奨励会等)の

実施が困難である
⑤地域の連
体性(人間関係)
が阻害され
る。
⑥小規模の
行政区では、
諸税徴収額と
行政費用との
均衡がとれな
い。
⑦属人的な
諸統計が行政
上非合理的で
ある。
⑧転入者の
行政区所
属が不明確で
益々行政事務
が混乱す

別表1 行政区画の現状と整理計画

現行政区人口			現 住 人 口			改編計画人口			
字名	世帯	人口	字名	世帯	人口	行政区	字 名	世帯	人口
幸 地	167	914	幸 地	175	986	1区	幸 地	175	986
棚 原	138	691	棚 原	141	706	2区	徳 佐 田	23	146
徳 佐 田	30	193	徳 佐 田	23	146	3区	森 川	43	222
森 川	31	167	森 川	31	165	4区	千 原	141	706
千 原	13	54	千 原	12	57	5区	棚 原	59	347
上 原	57	393	上 原	59	347	6区	上 原	169	814
長 屋	130	619	長 屋	169	814	7区	翁 津 花 波	169	829
呉 屋	45	200	呉 屋	56	251	8区	小 橋 川	294	1,292
津 花 波	46	253	津 花 波	51	250	9区	内 間	178	828
小 橋 川	58	286	小 橋 川	54	275	10区	掛 保 久 手	234	1,149
内 間	72	325	内 間	64	304	11区	嘉 手 那 覇	180	861
掛 保 久	37	180	掛 保 久	33	151	12区	兼 久	229	1,059
崎 原	32	189	嘉 手 那 覇	63	294	13区	与 那 城 (試 験 場 地)	75	360
嘉 手 那 覇	44	207	小 那 城	198	847	14区	安 室	53	303
小 那 城	226	1,163	与 那 城	234	1,149	15区	桃 池	213	1,008
仲 伊 保	74	407	兼 謝 (試 験 場 地)	178	828	計	小 波 津 屋	2,237	10,910
伊 保 浜	61	316	我 謝 場 地	180	861	平均		149	727
兼 久	159	735	安 室	229	1,059				
与 那 城	46	260	桃 原	43	200				
我 謝 場 地	199	1,032	小 波 津	32	160				
安 室	44	197	池 田	157	757				
桃 原	31	152	小 波 津	53	303				
小 波 津	114	552							
池 田	46	300							
そ の 他	337	1,125							
計	2,237	10,910	計	2,237	10,910				

二 行政区画改編計画

村は行政区の歴史の変遷と集落の分布状況等について検討するため、本村と同規模の人口、九〇〇〇人、一二、〇〇〇人の町村を調査したところ、別表二に見る通りの結果を得ることができた。

それから見ると、行政区の平均は十二区、世帯数二四一世帯、人口九三三、集落の分布八集落となっており、本村の行政区の規模が極度に小さく、将来の人口増加と地理的条件等も考えると別表一に見る十五区に区分することが最も望ましいとの結論に達した。

この改編計画における標準区は、一区画一五〇〜二〇〇世帯、人口は七〇〇〜一〇〇〇人となっている。この基準に達している部落は、幸地、棚原、翁長、小那覇、我謝、小波津の七カ部落である。

そのうち字我謝の場合、世帯数四〇九、人口一、九二〇人と極度に大きいので、旧我謝と試験場を分離する方が望ましいと考える。

又、統合

整理の面から小那覇、掛保久、嘉手那を一元に統合するに望ましいとの結論に達した。

一方、行政区規模の小さい徳佐田については隣接行政区のつながりがなく、集落が分散し地理的な面から統合が困難であり現状のまま存置する以外にはない。

又、森川、千原の統合、上原の存置については、いずれも行政区規模

別表2 類似市町村の行政区状況

町 村 名	面積 K ²	世帯数 戸	845年 国調人口 人	行政区 区	集落	行政区当 り世帯数 戸	行政区当 り人口 人
今 婦 仁	39.37	2,526	10,508	20	13	126	525
金 武 連	37.77	2,641	9,935	5	4	528	1,990
勝 連 谷	12.23	2,294	11,934	7	5	328	1,705
北 中 城	12.50	2,331	10,458	8	4	291	1,307
北 中 城	11.11	2,089	9,432	12	11	174	786
中 東 風	15.08	1,931	9,747	18	10	107	542
東 玉 平	14.91	1,871	9,451	13	13	144	727
与 那 城	17.96	1,848	9,218	14	8	132	658
与 那 城	4.01	2,178	9,639	11	4	198	876
南 風 原	10.87	2,232	10,981	10	10	227	1,098
伊 良 部	40.13	1,949	9,132	7	3	597	1,305
西 原 均	14.75	2,045	9,750	24	14	85	406
平 均	19.22	2,160	10,016	12	8	241	993

※ 本調査は人口9,000人〜12,000人の人口規模の市町村を国勢調査から抽出し本村と同規模と做し、比較したものである。

※ 本表の集落とは民家の分布状況を集落単位にとらえた数である。

は小さいが、国立病院、琉球大学の移転に伴う人口急増が予想されるので妥当と考える。
安室、桃原の統合、池田の存置に

○多数の人が学べるよう広報活動を実施にする。

○各種団体育成強化

○会運営の充実。

○指導者の養成を計り、各種研修会の開催。

○各種団体の連帯の充実。

○趣味を中心とした小集団の育成。

○会活動の下部への浸透の充実

○家庭教育の推進

○家庭教育の充実を計る。

○家庭教育のあり方についての幹部研修。

○PTA、婦人会、教育隣組等を通して学習展開を計る。

○家庭の日を強く位置づけ、明るい家庭の推進を計る。

○各字公民館活動

七月一日より給食はじまる

国庫補助事業として四月に完成した、学校給食共同調理場は、七月一日から給食を始めることになりました。

この共同調理場は、十一名の職員で運営され、七月一日以降は、坂田小、西原小、西原中等三校の生徒のおかずを一手に引き受けることになりました。

これによって、村内で学ぶ中学生以下の生徒みんなが同じように給食を受ける条件がそなわったことになり、父兄等関係者から喜ばれています。

村の社会教育の一環の①保健体育の向上②教育の機会均等③教育効果の向上等が、より前進することが期待されます。

共同調理場の設置にともない、学校給食調理場運営委員会も発足しました。

この委員会のメンバーは、委員長に小川正元村教育長、委員に宮平吉太郎村長、親泊輝武村議会議長、城間光雄農協長、宮平春子村婦人会会長、上原良雄西原小学校長、新垣太敬坂田小学校長、松田州弘西原中学校長

○地域住民の生活に即する教育文化等の各種行事を行い、地域住民の生活文化の振興に寄与する。

○各字事務担任者、その他の有志の方々を中心にした研修会の開催。

○自主的な公民館活動の充実を計る。

(イ)各種定期講座の開設

(ロ)討論会、講習会、展示会等の開催

(ハ)図書、資料等を備え、その利用を図る

(ニ)体育、レクリエーション等に関する集会の開催

(ホ)教育行政機関及び各種団体との連絡を計る。

金城哲男西原小学校PTA会長、比嘉昭幸坂田小学校PTA会長、西原中学校PTA会長(村議会議長と同じ)以上十名からなっております。

福地ダム視察

村水道課主催

六月一日から七日までは、水道週間として設定された。

これは、水道事業の目的とか、意義などを、広く村民に理解してもらう意味でもうけられたもの。

村水道課では、その一環として去る六月十三日、福地ダム、石川浄水場の視察を計画しました。

現在の沖繩における水道事情を、実感として、わかってもらう目的でこの視察計画はなされた。

水道課の呼びかけによって、当日は一〇〇名余の村民が参加した。

一行は、村役場前を八時半に出発し、まず石川市にある石川浄水場を視察した。

ここでは浄水場の機構、機能について所長から詳しい説明を受けた。

同委員会は、共同調理場の運営に關しての重要な事項を審議し、所長に助言する機関で、先ごろ、父兄が負担する給食費に關して次の内容の答申を行ないました。

給食費の父兄負担を、小学校生徒の場合、一人一、二〇〇円、中学校生徒の場合、一人一五〇〇円としたらどうか。

村としては、県が提示する、小学校、一人当り一、四五〇円、中学校一、七三四円の額は、ちょっと大きすぎるとして、委員会が答申した額で、まかなって行く方針です。

この額だと、小学校の場合が、一食、六〇円、中学校が一食七五円となります。安いという感じもするけど、カロリーには充分気をつけているとのこと、発育さかりの生徒たちの食欲に充分答えられる献立ができる、その自信の程を関係者は語っている。

「そば」でも一〇〇円する、物価高の今日このごろですが、一食六〇円、七五円でまかなうことのできる共同調理場が給食を開始したことは、生徒を持つ父兄にとつて大いに喜ばしいことだと言えます。

石川浄水場の浄水能力は、一日約七〇〇トン。

沖繩本島で使用する水道水は、約二二万トンだから、その約三〇%をここで浄水していることになる。

その後、福地ダム(東村字川田在)視察を行なった。まず、係員から規模等についての説明の後、ダム内の見学に移った。

説明によると同ダムは、設計から現在に至るまで、実に一〇年を越す。大がかりな工事となっている。完成は今年の九月ごろの予定。

同ダムの能力は、満水で五、一〇〇万トンの貯水量を誇り、ダムに流れ込む水の収水面積は三二平方キロメートルにおよんでいる。

湖水面積は二・五平方キロメートル

ル、ダムの高さ九〇メートルで大
造湖の観を示し、観光にも最適な
ものとして多くの人々にぎわいを見
せるものと期待されている。

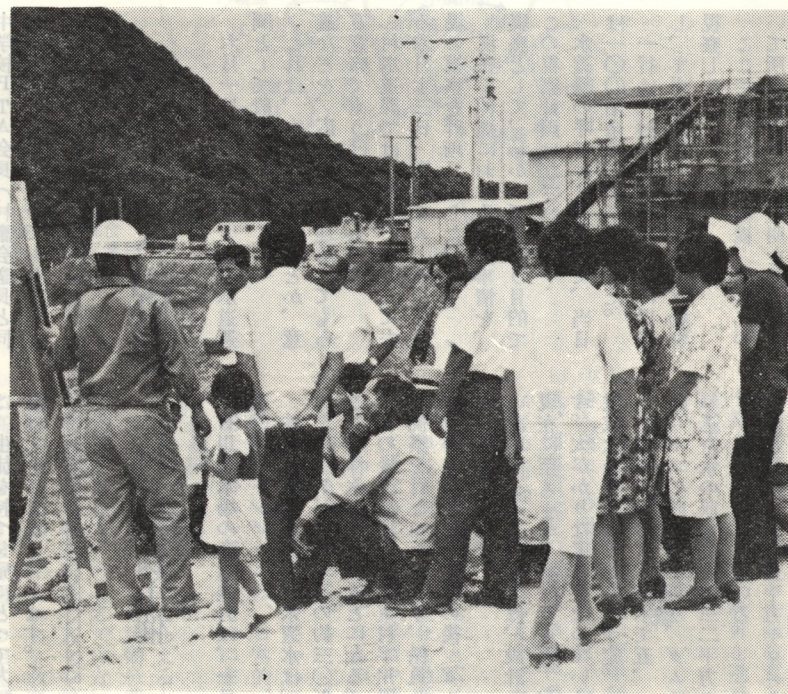
スクール・ゾーンに

道路標識設置

建設課では、先月の五月に、園児
生徒の通学路の安全性を高めるため
スクール・ゾーンに道路標識を設置
しました。

西原小学校近くに四本、西原保育
所に二本、白ゆり保育園に二本、そ
れに坂田小学校に二本、以上計一〇
本の標識が設置されました。

粗暴運転がだんだん多くなって来
ている今日このごろですが、運転者
の心に待った注意をうながすこと
によってスクール・ゾーンの安全歩行
が保たれるという配慮によるもの
。



福地ダム工事現場でダムについての説明を受ける

村民のひろば

中頭郡青年活動家

宿泊研修報告

去る五月二五日から二七日まで（
二泊三日間）、名護青年家で中頭郡
青年活動家宿泊研修が開かれまし
た。

本村からは、崎原盛広、中山博
光、城間藤子、城間邦子、玉城美江
子、以上五名の青年と、社会教育主
事の新川美代子先生が参加しまし
た。

研修第一日目に、まず市町村の青
年活動についての情報交換が行なわ
れました。

その中で、どの地域の青年団でも
かかえている問題として、青年会組

織の問題、活動内容の問題、女子活
動の低迷、活動の場としての事務所
の不足等が上げられ、今度の研修に
おける課題が提起されました。

二日目は、広報活動の企画と展開
についての研修が行なわれ、視聴覚
の実習等も行なわれました。

夜はキャンドルサービスで楽しい
ひと時をすごしました。

余興で西原青年団員は、見事に芸
能大会で優勝に輝くという頑張りを
見せ、大きな拍手をあげました。

最終日は、分科会が持たれ、「文
化事業を推進するには：」、「女子

青年の活動について」が真剣に討議
されました。

第一分科会

青年団活動は、一般に行事の消化
のための組織活動と、とらえられが
ちな現実だが、そういう問題や批判
をのりこえて、青年団活動において
文化事業を推進するにはどうしたら
良いか、ということが真剣に話し合
われました。

その中で、第一に、文化活動に対
する興味と認識が足りないという指
摘がなされ、教宣活動の必要性が強
調されました。

第二に、文化活動を支える主体と
して、現在急速に進展しているギタ
ー愛好会とかコーラスとかのサーク
ル活動を中心とした文化活動の方向
性が打ち出されました。

第三に、文化活動をより広く、深
く認識する意味から学習を徹底して

取り入れ、その際は、いろいろな専門家、団体等を利用する方法をとったかどうか、という意見が出されました。

第四に、文化事業に限らず、青年団活動の弱体化は、役員の指導性にも問題があると指摘され、青年団活動の意義とか、目的をもっと役員自体が認識し、団員に働きかける必要があるとの意見が出されました。

第二分科会

こちらでは、女子活動の低迷について討論されました。

低迷の原因が何にあるのか、又、どう対処すべきかが問われました。討論の中から低迷の原因として

① 活動に魅力がない
② 活動の場をよく考える必要がある。

③ 時間的な制約を受けている、などがあげられました。

そして、その問題にどう対処するかが話し合われましたが、高校時代から青年団活動の意義を認識させる活動に魅力をもたせる、発言のチャンスを、多くもつける、組織の強化充実をはかる、等の意見の外には、根本的な、対処策は出ませんでした。

その後全体集会がもたれ、研修の幕をとじました。

西原村体育協会役員決まる

昭和48年度

西原村体育協会（平安恒政会長）では、先月の五月一〇日、午後七時から村役場ホールに於て役員会を開き、新しい役員及び昭和四十八年度事業計画を決定した。

協会長には、現協会長の平安恒政氏の留任が決定され、その他、新役員は次の通り決定された。

▼副会長：安里貞雄、米須清光 ▲事務局長：我謝孟功、▲総務：野国昌徳、中山博光、崎原盛広、▼陸上部長：小川肇、副部長：平良政義、▲野球部長：城間明昌、副部長：王城善則、▲籠球部長：新川盛仁、副

昭和48年度事業計画 西原村体育協会

月	予 定 行 事
6	○村内官公庁ババさんバレーボール大会（10日） ○少年野球大会（西小2チーム、坂田小2チーム）
7	○各字対抗野球大会（7日8日） ○各字対抗バスケットボール大会（22日） ○各字対抗バレーボール大会（22日） ○個人卓球選手権大会（22日）
8	○中学生野球大会（夏休み） ○中頭郡夏季総合体育大会
9	○村内職域野球大会（16日）
10	○村民体育大会（14日） ○中頭郡陸上競技大会
11	○各字対抗駅伝大会
12	○役員研修会
3	○役員改選 ○次年度事業計画 ○関係機関とのこん談会

部長：長嶺由助、池原喜代一、▲排球部長：大城孝市、副部長：平良昌二、呉屋博之 ▲卓球部長：城間清男

▲庭球部長：大城助徳、▲ソフトボール部長：城間正一 常任理事には、石原佑哲、新垣常夫、比嘉昭幸、稲福泰助、崎原裕右、城間信三の六名の方が選出された。

最後に、今年度の事業計画が話し合われ次のような計画が決定された。



真剣にレイアウトの実習を受ける青年たち

新職員歓迎ボーリング大会

五月から六月にかけて、二三名の新職員が採用され、役場も百人を越す大世帯となった。

職場内には若い男女が多数見られるようになり、活気あるムードで住民サービスが行なわれている。

このニュー・フェースを歓迎する意味から、去る六月二日、土よう

び、午後三時から、浦添市にあるマチナト・スポーツガーデンに於いて盛大なボーリング大会が開かれた。参加者は、六七名の多数にのぼり村長の開会のことばの後、熱戦を展開した。

ボールを後に投げる者、レーンに

つんのめる者、シリモチをつく者さまざまなドラマがくり広げられ、会場は和気愛々のムード。ゲームは六時ごろ落後者を出すことなく無事終了した。

その後、会場を村役場ホールに移して表賞式及びカクテル・パーティー

中元運転資金を利用しましょう

県では中小企業者の中元資金需要に対処するため、沖縄県中小企業振興資金融資制度の下に、左記のとおり中元運転資金融資を行なうことになりました。

▲申し込みの資格：県内にある事業所で、引き続き一カ年以上同一事業

が再開された。
晴れの三役杯は、男子は六〇〇点のハイ・シリーズを出した新垣徳祐（税務課）さんが獲得、女子の部では、ハイ・シリーズ四一二点をたたき出した新垣澄枝（総務課）さんが獲得した。

を営んでいる中小企業者に限られます。

ただし、中小企業者とは言え、次の業種の方は利用できません。

遊興娯楽業、飲食業（大衆食堂及びこれに準ずるものを除く。）仲介業、不動産業、質屋業、金融業、農林漁業。

▲申し込み期間：六月一日～七月三十一日となっております。

▲申し込み方法：融資を希望する事業者は、取扱金融機関に準備されている申込書に、取扱金融機関が必要と認める書類を添付して、直接取扱金融機関に提出

○入院の問題及び退院後の生活指導のことで困っている方。
○その他、いろいろな心の悩みのある方。
※七月の相談日は、七月四日（水ようび）、十八日（水ようび）の二日で、時間は午前九時三〇分から午後五時までとなっております。

村育英会に寄附

西原村育英会（宮平吉太郎会長）に、その運営資金に役立ててほしいと、御理解ある村民、お二人から、それぞれ二万円の寄附がありました。

字棚原一四八番地、伊波貞子さんから二〇、〇〇〇円の寄附。

字内間五〇番地、新川芳枝さんから、香典返しとして、二〇、〇〇〇円の寄附。

お二人の御好意に対し、紙面をかりて、心からお礼を申し上げます。

告知板

精神衛生相談への案内

住民課では現在、一週間おきに村役場公看室でいろんな悩みごと、問題等を持っている人達の相談を受けております。

健康上の問題、精神的な迷い、悩みなどがありましたら、恥しいとかめんどろくさいとか、おっしゃらないで気軽に公看室をおたずね下さるよう御案内申し上げます。

個人的な悩みや問題で、他に知らせて欲しくない、知られては困ることなどは固く秘密をお守り致します。

次にあげるような悩みをお持ちの方は是非、御相談下さい。

○自分自身について、不安や悩みがあったり困っている方。

○仕事に自信が持てない、仕事上のミスが多い方。

○よく眠れない、頭が重い、気が重い方。

○子供の性格や行動、知能が心配な方。

公害シリーズ

今回から公害シリーズとして随時公害に関する用語を紹介し、今後予

方法は割賦返済又は一括返済です。
▲取扱金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄相互銀行、申し込み受付は各本・支店で行ないます。）

この融資のご相談は、次のところでお受けします。県労働商工部中小企業課、商工会議所、商工会、沖縄県信用保証協会本・支所、取扱金融機関

村の世帯・人口

昭和48年7月31日現在

総世帯数 2378戸

人口 11,038人

男 5,543

女 5,493

当月の人口移動

出生 20 死亡 1

転入 91 転出 65

婚姻 8 離婚 0



想される公害対策のための住民運動の、基礎形成の一助にして行きたいと思えます。

今月は、まず、「公害」…とは何かという定義づけから始めて行きましよう。

公害を文字どおり考えると、公衆に対して精神的、物質的な被害を与えること、となります。たとえば騒音、ばい煙、水質汚濁などがそれにあたる訳です。

復帰と同時に（昭和四十七年五月十五日、条例第九号）に施行されました。

西原村公害防止条例では「公害」を次のように規定しております。

公害とは、事業活動、その他、人の活動に伴なつて生ずる大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下および土壌の汚染によつて人の健康、または生活環境に係る被害が生ずることをいう、とされています。

これからすると、一応私達の生活に何らかの変化と障害をもたらす事業活動、つまり商業とか工場などがある場合は、公害として、村当局、あるいは村民の監視を受けることになります。

生活環境に何らかの変化があれば「公害かな？」という日常の注意を怠ってはいけないことになります。もし注意を怠った場合、住民に責任はないにしても、その被害は、直接、間接に住民にはねかえつて来ることになりますので日頃から事業所の公害に村民一人一人が関心をもつて監視しなければならない訳であります。

八月広報にしほら

一、村政情報

一、昭和四十七年度字別税金徴収成績とまる… 1

一、乱開発これでもいいのか敢しい… 1

規制の方向へ

一、明るさいっぱい／西原保育所… 2

一、海岸の清掃を実施… 3

二、村民の広場

一、西原村農協… 3

昭和四十八年度通常総会終る… 3

一、西原村若牛組合結成される… 4

一、西原村青少年健全育成協議会結成される… 4

一、野球／内閣チームに凱歌… 5

一、村体協主催の排籠卓球大会終る… 5

一、西中女子卓球チーム再び全島優勝／東京の全国大会へ… 5

三、広知板

一、青年教育に全員集合… 6

一、活躍する検査審査… 6

一、昭和四十八年住宅… 7

